

平成15年第4回教育委員会臨時会記録

平成15年11月19日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成15年11月19日(水) 午前9時8分～午前9時40分
場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ
教育長 納富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 庶務課長 和田 義広
学校運営課長 佐野 宗昭 学務課長 井口 順司
指導室長 松岡 敬明
社会教育
スポーツ課長 武笠 茂

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 野澤 雅己

傍聴者数 0 名

会議に付した事件

(報告事項)

児童・生徒の安全確保についての緊急対策

目 次

会議録署名委員の指名	3
報告聴取	
児童・生徒の安全確保についての緊急対策	3

委員長 ただいまから第4回の教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は宮坂委員です。よろしくお願いいたします。

「児童・生徒の安全確保についての緊急対策」ということで、今日急遽お集まりいただきました。では、庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 「児童・生徒の安全確保についての緊急対策」ということで報告させていただきます。

この緊急対策の報告に入る前に、2枚目に付けた別紙1で、「平成15年度の不審者関連事件の状況」と、今回の緊急対策のきっかけとなった11月の事件について、詳しくご説明させていただきます。

まず5月、小学生です。杉二小3年女子。午後3時30分ごろ自宅近くで遊んでいて、マンションの路地に誘い込まれ、露出、体を触られるということが発生しています。

8月、杉二小。帰宅途中で自転車に乗った男に、すれ違いざまに下腹部を触られる。

9月、小学生で、登校途中、祖母と歩道橋を渡っているときに不審な男に手を握られる。中学生では、塾帰りに不審な男に車に引き込まれそうになり、大声をあげる。

10月、これは小学生で、下校中、午後1時15分ごろ、30歳前後の見知らぬ男に抱きつかれたといったことが起きています。

11月、小学生の女子3人。下校途中の午後3時35分ごろ、誘拐未遂事件に遭う。こちらについては被害者3人のうち1人が、発生現場で黒いワゴン車に乗った、片言の日本語を話す犯人に車に乗れと言われ、手を引っ張られて車に連れ込まれそうになった。別の児童が防犯ブザーを鳴らしたため、犯人は逃走。犯人グループは外国人と思われ、男2人、女1人の模様。車両ナンバーは練馬ナンバーの黒いワゴン車。被害に遭った児童については、実害はなしといった状況です。

もう1件は中学生。自宅近くの自動販売機の所で、不審者に肩を押さえられ、自宅玄関まで追いかけられた。もう1件、中学生です。登校途中で、声をかけられると同時に腕をつかまれ、止めてあった車に乗せられそうになる。

こういった不審者関連の事件が発生しています。特に11月の事件を踏まえ、最初の資料に戻りまして、この度、「児童・生徒の安全確保についての緊急対策」ということで、いちばん下に※で書いてありますが、教育委員会も入り、区の緊急連絡会で対策を決め、学校でもこれに基づいて取り組みを進めるということで、今日報告をさせていただくものです。

まず1点目は「学校現場における対策」です。(1)子ども「防犯テキスト」の配布ですが、いまご覧いただいている子ども「防犯テキスト」、これは警察庁発行のものです。区内の全小・中学校、幼稚園、保育園の児童・生徒に防犯テキストを配布するということです。

(2)「安全学習」の実施ということで、計画的に実施していく。

(3)防犯ブザーを貸与するという事で、区内の公私立の小・中学校の児童・生徒、幼稚園、ここに記載がありませんが、併せて保育園の園児にも貸与することになっています。この防犯ブザーの関係で、現在教育委員会でそういった部分の準備を進めています。教育委員会関連だけでも、3万4,000余といった数になってきます。貸与開始時期がなかなかすぐにはいかないということで、いまの見込みでは、早くても12月ごろになるかということです。これに関連しては、平成13年9月に同じようなもので、携帯用の防犯ブザーを学校教職員にはすでに配付しています。

次に、2「地域における対策」です。現在教育委員会は、「ピーポくん110番」ということで、地域の児童がそういった危難に遭ったときに駆け込む場所を確保していますが、これに加え(1)、(2)記載のとおり、商店街あるいはコンビニエンスストアに対して所管のほうから申し入れをし、同じような所を設けていくことを考えています。

3「その他」ということで、(1)安全パトロール隊による「通学路重点警戒」。それから(2)「動く子ども110番」の実施ということで、土木・清掃・防災車両を利用した「動く子ども110番」の活用を再徹底する。併せて、全体的な周知ということで、ポスターの作成をするということが決まっています。私からは以上でございます。

委員長 ご質問等ございましたら、お願いします。

安本委員 防犯ブザーは全員に貸すということですか、子ども1人ひとりに。希望とかそういうことではなくて。

庶務課長 はい、全員に貸与するという事です。学校側に一定の予備も置きまして、学校単位で管理するという形を考えています。

宮坂委員 防犯ブザーの貸与は非常にありがたいのですが、幼稚園や小学校低学年が使い方、悪戯したりして、これは果たして正しくできるかどうか。むしろ親ですね、親への教育といいですか。幼稚園の3歳、4歳くらいの子に防犯ブザーを持たして使えるのかどうか。悪戯したり、中には元気な子がいますからね。貸せばよいというのは、この辺ちょっと慎重に考えたほうがいいかもしれない。ただ貸せばいいかどうかというのはね。

事務局次長 実はこれを考えていく際に、何か防犯ブザーだけに目がいってしまうという話があったのですが、基本的には地域と家庭の中で、子どもたち自身の身を守るという、そうした術も教えていく。それがやはり基本になるだろうと思っています。その上で、こうしたいろいろな事件がこのところ頻繁的に起きているということもあって、緊急的に防犯ブザーを配ろうということになったわけです。やはり家庭の中で、子どもたちに防犯ブザーの使い方も含めて、どう教えていくかということがポイントになってくるだろうと思っています。

現実的に子どもが聞いている話でも、いま委員ご指摘のように、子ども自身が悪戯をしたり、

子ども同士でふざけ合ってブザーを鳴らしてしまうということで、いわば狼少年的なそういったことも当然考えられます。その辺の指導をきちんとしていくということが、家庭でもそうですし、学校でもやっていかななくてはいけないだろうと考えていますので、その辺はきちんとやっていきたいと思っています。

それから防犯ブザーの貸与者を、例えば幼稚園ですと4歳、5歳、6歳辺りが入っているわけですが、年長者を対象にしていこうということで考えています。要は登下校だけの問題ではなく、園から一旦自宅に帰っても、地域で遊んでいたときへの対応ということもあります。その辺できちんと使わない人に渡してもしょうがないわけですので、年長者を対象に考えています。

宮坂委員 参考までにお伺いしますが、公立幼稚園も、登園降園、行き帰りは親が連れていくのを義務づけてはいるのですね。私立、子どもは皆、必ず登園、それから帰るときは義務づけております。

学務課長 基本的におっしゃるとおりで、保護者が連れてくる、そういうことです。

宮坂委員 なかなかしかし近くだと連れてこないんです、もうわかっているから。

教育長 子どものほうが、先に行ってしまうということありますね。

宮坂委員 そうなんですよ。

教育長 いま宮坂委員のご心配というのはよく分かるのですが、私も教育長になってまだ日が浅いのですが、実は区長室長のいちばん最後の局面で、「ゆう杉並」である小学校の男の子が、結果的には母親の護身用の防災スプレー、催涙ガスをまいたことがあった。この使い方の方で言いますと、家庭の複雑な環境があって、その子はたまたま何か知らんけれど妙なものが家にあったものだから、道端でまいたら目が痛いし、面白いというので、それを持っていた。それを「ゆう杉並」のエレベーターの中でピューッとまいたのです。異臭がすると、異臭騒ぎになりました。これもいまお話のように、他人に危害を及ぼすという意味では、防犯ブザーも同じことなのです。

それは使い方について、つまりこれは何のものであって、どういう場合に使いなさいということとはもちろん学校でも指導しますけれども、やはり家庭に戻ってからむやみに使ってはいけない。この前、杉六小の子がそうであるように、本当に怖い目に遭ったときに使いなさいということは、徹底的に指導する必要があると思います。

それから余談ですが、11日、ある学校で朝7時40分から8時半まで校門に立って、「おはよう、おはよう」とやったのです。低学年の子ですけれども、何人が、「おじさん、誰」と聞いてくるのです。これはいい面と悪い面があるのです。「挨拶しなさい」という指導と、それから「知らない人と口をきくな」という、相反することを指導せざるを得ないのです。本当に難しい、やっかいな局面に子どもたちが置かれているということも確かなものです。

杉六小の子どもたちがそうだったように、連れ去られるという局面になったとき、それが有効に機能すれば、本当に万に一つでも命が救われれば、ブザーの効果は大きい。多少面白がって狼少年的なことが出てくるにしても、それは少し時間をかけていけば沈静化するでしょう。もちろんどちらかというと、学校管理下における事故、それから家庭に戻ってから、塾帰りにそれがうまく機能して、子ども1人の命が救われれば、それはそれで何百万かけた意味はあるという感じは、私は今日ちょっとしています。

安本委員 学校は、先生方の対応というのはどういうふうになっているのですか。

指導室長 このような事件・事故が起こる度に、私ども指導室から通知文を出して、安全指導をより徹底するようというのをまず指示します。それぞれの学校で、小学校と中学校で若干扱いは異なりますけれども、子どもたちの発達段階に応じて担任から話をしたり、場合によっては集団下校の措置をとるとか、そのような形で教員は対応しております。

安本委員 外に立つということは、ないのですか。一時高千穂の幼稚園の騒ぎがあったときに、PTAも含めて、近辺の学校の先生方がそれぞれ立って見てらしたことがあったと思うのです。そういう対応もと思うのですけれども、いかがでしょう。

指導室長 現時点では、朝は通学路に立っているということはしておりません。この事件が起こったときの下校のときに、その日の夕刻のみ教員が要所、要所に立ったという事例はございます。

安本委員 わりあい誰かいると、いるなというので、そういう悪い人というのは意外とやらない、みたいなことを聞いたことがあるので。先生だけでなく、親もそうなのだけでも、帰ってくるころとか出掛けるころには、なるべく外に出て見る。そういうような話もして差し上げてもいいかという気はちょっとしますけれど。

指導室長 1つの方法としては、また学校のほうにも働きかけてまいりたいと思います。

教育長 小学校の場合は、いわゆる緑のおばさんという。

安本委員 でも、本当に学校の近くにしかいないから、学校の近くの2カ所ぐらいにはシルバーさんや、学童擁護の人とか立っているけれども、それ以外では。割合いろいろな小学校で、朝行くとき覗いて見てよとか。そうすると何か人が居るということは、抑止力になるということに。

教育長 まさしくそれは先ほど次長が言っていたように、家庭・地域との連携だと思うのです。教員も8時15分を過ぎると、学校に来る子どもをとにかく面倒をみなくてはいけないということがあります。8時15分ごろになると大体学校そのものも開けて、子どもを入れますから、その後8時半までぐらいの時間で子どもがぞろぞろ来るわけです。それを教職員でどういう具合にフォローしていくかという話はいろいろ考えなくてははいけませんけれども、やはり学校でやることにも限度があります。保護者がやることにも限度がありますし、地域でやることにも限度があつて、

この3つの力がきちんと合わないといけない。防犯ブザーのようなことをきっかけにしながら、いまご心配のようなこともありますので、こういうことを素材にして、もう一度地域の力を組み立て直すということが必要ではないかという感じがします。もちろん学校が中心になってやらなくてはいけないと思っています。それはこの間の校長会でも、私は最初と最後に2度立って校長に特令しました。学校管理下ではないとはいいいながら、その子どもを学校で預かっている以上は、それはもう土曜、日曜、あるいは夜であろうと、連絡調整は学校中心にやらなくては駄目という話もしていることです。組織体としてどう作り上げていくかということは、今後重要な課題として迫まっていかななくてはいけないと思います。

委員長 青少年委員の集まりのときにいろいろ話にあったような、青少年委員とか青少年育成委員とか、そういう方たちをワンセットにして、こういう事情があってこういうことをあなた方にお願いしますというのも、こういう場合、同時並行的に言わないとおかしいと思います。総合的にやっていますというほうが、区として大事ではないですか。こっちはこっちだと、どこかで抜けが出てくる。

教育長 11日にある学校に行ったときにも、たまたま学校評議委員会の会長さんから話を聞いたものですから、では私も行ってみようと。それは校門の所なのです。校門の所で、大きな声で「おはよう、おはよう」って言っていたのです。慣れている人はいいいのです。私が立っているほうにも、通勤途中のお父さんとかお母さんに手を引かれて登校してくる子がいるのですが、その門のほうには、いつもはたぶん立ってないのでしょうか。「おはよう、おはよう」と言っていると、振り返って戻ってきてこうやって、お父さんもお母さんも、何があったのかと見ているんですね。そういう抑止力は確かに安本委員がおっしゃるように、あると思うのです。

例えば調理職員のパトロールをどう使うとか、教員だけではなく、学校職員全体としてどう使うかという話はやっていかななくてはいけないけれども、朝の時間帯は調理職員は離れられませんし、用務とか学童擁護とか限られた職員の手を借りざるを得ないものですから、あまり広域的にやるということはできない。繰り返しになりますけれども、やはり保護者ですとか地域の力とどう一緒にやっていくかということが、いちばん大きな課題だと思っています。

庶務課長 全体的な危機管理という連絡会の中で、こういった仕組みをやっている。先ほど申し上げた対策なども、そういう意味で、例えば2番の地域の対策のところ「子ども110番の店」、働きかけについては所管の経済勤労課あるいは区民生活部管理課などです。「動く子ども110番」では、土木維持、あるいは清掃事務所など、全庁あげて取り組むということを進めています。

そういう中でいま委員長がおっしゃったように、地域全体のいろいろな形の、区と関わりのある委員さんとか地域の支援がありますから、今後はそういったものを含めて、どういう地域でど

ういう形で取り組むかというようなところを併せて、「危機管理対策」という部門ができていますので、その統一の下にやっていくということになるかと思います。

安本委員 こういうのは大体近所で、あの辺は危ないわよとか、あの公園は危ないとか噂になるのですけれども、そういう場所なのでしょう。昨日の事件などは青梅街道沿いだと聞いているのですけれども、何かそういうことでチェックというか、そういうものは警察とかでなかったのでしょうか。

指導室長 必ずしも人通りが少なくなくて、例えば細い道とは限らないです。昨日などは、本当に駅前という状況でございました。先般の杉六小の場合には、校長の話によりますと、最近露出が出没しているというような情報もあって、地域の方もパトロールなどをしていたと。そんな情報もございます。

庶務課長 ご覧のとおり、文科省の「不審者緊急マニュアル」、「対策マニュアル」の中で、地域の安全を点検するという中で、いま学校側でも「安全マップ」に取り組んでいます。学務課でそういったことについての調査をしていますので、その結果を待って、そういったものをもう少し徹底するというようなことも今後必要になってくるかと思っております。

委員長 その現状マップとか現状認識は、いま学校単位でやられているんですね。

庶務課長 安全マップですね、そうです。

指導室長 先ほどお配りした別紙1の資料ですが、ちょっと訂正をさせていただきます。小学校の、いちばん初めの5月28日、水曜日の件です。小学校名、桃四です。杉二と書いていました、失礼しました。お詫びしますとともに、ご訂正をお願いいたします。

委員長 最終的に保護者が学校まで連れていくとか、保護者が連れて帰ってくるとかね。去年ウィーンか何かで聞いたら、保護者が必ず学校の門まで連れて行って、そこから連れて帰ってくる、そこまでやっているわけですね。だからやはり最終的には保護者というのがどういう立場にあって、どういう協力をするのかというのは責務になってくるのです。その辺の落としどころもはっきりさせておいたほうがいい。どこに責任があるのか分からないような感じになって、誰にでもできることの対策をやっているのだけれども、どこに重しを置いて、重点的にそれを強調させてやっていくのか。そういう自覚がないと、皆が、いやあれはそっちだとか、こっちだとかという話になって。こっちはマニュアル作って実行しているからいいとか、そういう話になってしまう。

教育長 少なくともこれを区で金をかけてやる以上は、この効果が出なかったらやはり区が責任を取るべきでしょう。最終的に子どもの安全は学校と家庭と地域で守っていくにしても、公共私役割分担からいうと、明らかに保護者と思っています。ただそうとばかり言っておられない事情も一方ではありますので、それはもう区民に申しわけないけれども、ある程度税金を使ってやら

ざるを得ない。それはそれなりに、とにかく万が一にも命が助かるということを期待するからこそ、こういうことに手を出すわけです。それで全く効果が出てこないということであれば、それは財政を投資した責任は立場上とらざるを得ないと思っています。それはそれぞれに役割を果たせばいい。

委員長 この間PTAの人たちに喋っていても、その辺ちょっと自覚がないのですね。防犯ブザー買ってくださいよって、防犯ブザーで済むという、そういう感じなのでね。何でも買ってくださいと。

事務局次長 その辺の考え方というのは非常に大事な話で、例えば学校管理下で起きた事故、通学の際の事故ですね。どこまで学校管理下で、学校がそこまで責任を取るかという話になってくると思うのです。例えば子どもが刺された、校長が責任を取るのか。これが安全指導をしていれば、当然責任を問われない話なわけです。その場面において、誰か常に教員がついていて、それで防備しなくてはいけないのかということではない話です。その補償をどうするかという話になると、学校管理下だから補償の関係だとかありますけれどね。安全指導をきちんとしているということが、やはり学校の責務です。あとは当然保護者自身がそういったことまで含めて、やっていかないといけない話だと思います。

特に希望制度ということになって、希望制度での通学途中の責任というのは、保護者はきちんと持ってくださいという話をしています。何かややもすると学校管理下というと、全部すべて学校ということになっていますが、それはやはり間違った考えになってくると思うのです。依存主義だけを増幅させていく、もうそういう時代ではないというふうに思いますので、その辺を徹底していかなくてはいけないと思っています。

宮坂委員 親の責任は、確かにそうですね。個人的なことになりますが、昔はうちの幼稚園では10人ぐらいつつ通園のとき、帰りのとき当番を決めた。お母さん1人ひとりでは大変だからということで、まとめて連れていったわけです。ところが、やはりそういう問題が出て、途中で交通事故を含めて事故が起きたときに、引率しているお母さんがちょっと、自分の子ども以外に10人ぐらいいいますから、誰が責任を取るかという話が出まして。それで各自が、お母さんがということになりました。しかしそうはいつでも、個人的には近所に頼むことはあります。ただ、うちでは園の外に出てから、あるいは園に入るまでは、最終的な責任はお母さんですよ、ということはいつも言っているのです。そうは言っても、全くこちらは知りませんというわけにはいきませんから、先生方が帰るときはちょっと出て、ある程度まで見てはいます。登園のときは確かにこちらは準備もあるし、どんどん入ってくる子どもがいますから、4、5人しかいない先生が外に出ている場合があるのです。学校も同じだと思います。だからお母さん方の意識をきっちり責任を

持たして、最終的な責任は。

安本委員 結構、夕方など小学校はパトロールをやっていますね。やってない学校は、たぶん1つもないはずだから。中学校はちょっとあれだけども、割合そういうところでは保護者も努力しているから、お互いにそういうところ。

ただ、地域とか、いまやはり気がつかなかったのです。そういうのは意外と皆さん、やはり自分たちで守らなきゃみたいなどころがあるから、ちょっと地域というのは思いつかなかったですね。よそ様をお願いするっていうイメージになっちゃうから。

教育長 7月15日に杉九小に午後1時過ぎに行ったのですけれども、その日に校長室で話をしたら、職員室から女性教員2人の怒鳴り声が聞こえてくるのです。何をしているのかと言ったら、その前の日の夜、6年生が塾帰りに外国人とおぼしき人に抱きつかれたのだそうです。それで翌日集団下校にしたのだそうです。滅多にやらないでしょうから、集団下校のやり方を、どうしたらいちばん良いかと、こういう話なのです。それでガンガン議論しているのです。校長には、これは大いにやらせろと言ったのです。

子どものことを、集団下校をする子どもの安全をどう守っていくかということ、学校はかなり真剣に考えているのです。それは端から見えないですからね。端から見えないので、学校何をやっているのかということが言われますけれども、校長も教員も、本当に真剣に子どもを安全に自宅に送り届けるにはどうしたらいいかということ考えた上での議論なのです。たぶんそういう局面が出てくると、あちこちの学校でどうすればいいかということが、危機管理でやっていると思うのです。それが毎日、日常化するかということ、なかなか学校運営上ではできないので、そのところをいまお話に出てきたような、保護者と地域の力をどう寄せ集めてやっていくかという仕組みを作っていくかなくてははいけないと思います。そういう意味では、学校は真剣です。

安本委員 でも学校が一生懸命やっている、周りも協力しようという気にやはりなるから、そもそも発信地はそこがいいかなという気はします。

委員長 家までといっても、家がどういう家に住んでいるのか。一戸建てなのか、マンションなのか。このいちばん上に書いてあるケース、マンションは全然違うわけです。マンションの部屋まで送るわけにいかないでしょう。送るといって、集団下校をするわけにいかない。だからエレベーターの所でバイバイになってしまうのが普通だと思うから、その後どうなのかというのがありますね。個人的な事情というか。そうするとやはり保護者とか、そういうふうな所が中心にならないと。マンションの何かそういう手立てを施すとかいうのも必要になってくる。

庶務課長 今回地域、家庭、区も含めて全体で取り組むと。先ほど報告しました防犯テキスト、あるいは防犯ブザーを全生徒・児童に配っていくわけですから、配る機会に、単に配るだけではな

くて、この辺の趣旨もしっかり伝えられる形を工夫して渡していくことが大切だろうと思っています。その辺はちょっと工夫をしていくということになります。

委員長 では、時間が経過していますので、よろしゅうございますか。また事務局でとりまとめのほう、よろしく願いいたします。

庶務課長 いま申し上げたことに関連するのですが、いずれにしてもこうした対策をとっている、こういう対策をするということについては、学校のほうにこの後すぐに周知するという形で進めさせていただきます。

教育長 予算措置費とか、今後のスケジュールはどうなりますか。安全対策でお金が絡むものについては、いつ防犯ブザーを購入する予定ですか。

庶務課長 防犯ブザーについては教育委員会のほうでいきますと、すぐ対応していくという形を取り、先ほど申しましたとおり、早くて12月ぐらいになってくるということです。遅れると1月ぐらいになるかと。いま新聞でご案内の状況になっていますので、できるだけ中間業者を通さないとか、いろいろな工夫をしてみたいと思っています。

事務局次長 金額的には区全体で購入していくという話ですが、仮に4万個ということで見ると3,000万ぐらい、上がっても3,200万ぐらいを見えています。もうちょっと安くなればそのほうがいいですが、教育委員会は3万4,000個ということですので、当然2千数百万円の案です。

緊急対策ということですので、将来もこの対応を進めるかどうかということはまだ考えなくてはいけないだろうと思います。とりあえず今回については全部まず対応をする。あとは需要を含んで対応をやっていくのか、それ以降についてはやめるのか。それはまた後々の判断になるかという部分です。

教育長 保護者・地域との連携がうまくいく状況をにらんで、こういう防犯ブザーなどというものが要らないという状況を早く作ることですね。そちらが先ですな。

宮坂委員 貸与が決定した場合に、もし貸すという場合に私立も対象になるのですか。私立は別なのですか。

事務局次長 私立も対象になります。まだ細部を煮つめていないのです。例えば私立などですと、園単位で貸与していこう。誰々ということではなくて、園単位でやっていこうか。それから杉並区民で区外の私立に通っている場合。その場合には、例えば申請をして取りに来てもらうということにするのかとか、そうした細部についてはこれから詰めていきたいと思っています。

委員長 では、これですべての日程は終わりましたので、終了させていただきます。どうもありがとうございました。